

松本市総合教育会議の概要（松本モデル）

総合教育会議の運営について

総合教育会議は、市長が設置する会議のため、その事務局は、市長の補助職員が担うべき事柄ですが、松本市では、執行機関としての教育委員会の政治的中立性を尊重しつつ、教育行政に関する事務の一環として、より円滑な会議運営を目指すという観点から、総合教育会議を運営する事務局を、教育部の職員に補助執行させることとしました。

子どもに関する施策充実のための協議・調整

こども部及び教育部における現行の事業や今後の政策的な課題等について、この会議を有効に活用して、子どもに関する一貫した施策を円滑に進めます。

こども部

- ・あるぶキッズ支援事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・学習・交流・相談スペース運営事業（子どもの居場所運営事業）
- ・子どもの権利推進事業
- ・子ども・子育て支援新制度（H27.4施行）等

教育部

- ・就学支援教育充実事業
- ・不登校児童生徒対策事業
- ・人権教育事業、いじめ防止等対策事業
- ・松本版信州型コミュニティスクール
- ・子どもの体力向上対策事業
- ・幼児教育の充実、無償教育、義務教育期間の延長等（教育再生実行会議第5次提言）等

協議・調整

このほか…本市の状況に即して重点的に講ずべき施策の協議・調整

文化・芸術の振興、スポーツの推進
松本城を中心としたまちづくり

- ☞ 文化スポーツ部と教育部との連携
- ☞ 建設部と教育部との連携

など

総合教育会議における協議・調整とは…

《26年7月17日付文部科学省通知より》

◆「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの

◆「調整」とは、教育委員会の権限の属する事務について、予算編成・執行など地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味する。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》
(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

補助執行とは…

地方自治法第180条の2では、市長の権限に属する事務の一部を、他の執行機関（教育委員会など）と協議のうえ、行わせることができることとされています。